

九州心理学会会則

第1章 名称および事務局

- 第1条 本会は九州心理学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は久留米大学文学部心理学科内におく。事務局の規約については、別途「九州心理学会事務局規約」に定める。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は心理学およびこれに基づく学術の発展を図り、文化の向上進展に寄与するとともに、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会員の研究促進を目的とする年次の会合(九州心理学会大会と呼ぶ)の開催。
 - 2 研究紀要の発行。
 - 3 会員の研究活動の促進および助成。
 - 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

- 第5条 本会の会員は正会員(一般会員・学生会員)、名誉会員と終身会員からなる。
- 第6条 正会員は本会の趣旨に賛同し、会費を納入したものとす。会費を3年以上納入しないものはその年の3月31日に原則として正会員の資格を失う。
- 第7条 本会に入会する場合は、会員1名の推薦をえて、入会申込書にそえて入会金を納めなければならない。
- 第8条 名誉会員は理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。名誉会員は会費の納入を免除される。また、大会関係諸費のうち、大会参加費の納入を免除される。
- 第9条 終身会員は理事会の議を得て、総会の承認を得るものとする。終身会員は会費の納入を免除される。また、大会関係諸費のうち、大会参加費の納入を免除される。
- 第10条 会員は総会、大会、その他の学術的会合に参加することができる。ただし大会参加費は納めなければならない。会員以外で参加するものは臨時会員として、大会参加費を納入しなければならない。

(細則)

- 第11条 第8条、第9条、第10条の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

第4章 役員

- 第12条 本会は次の役員をおく。
- 会長 1名 理事、監事 各若干名 事務局長 1名
- 第13条 会長、理事、監事は総会で選任する。
- 第14条 理事は原則として各県から各2名選出する。ただし福岡県は4名とする。
- 第15条 会長は本会を代表し、会務を総理し、総会・大会を招集し、その議長となる。理事は会務を処理する。監事は会計を監査する。
- 第16条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。会長、理事、監事の任期は前大会終了の翌日から大会終了日までとする。

第5章 総会および大会

- 第17条 総会および大会は毎年1回これを開く。ただし必要があるときは臨時に開くことができる。
- 第18条 総会の議事は出席会員の過半数で決める。ただし賛否同数の場合は議長がこれを決める。

第6章 会計

- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第20条 本会の決算は総会に報告し、その承認を得なければならない。監査報告は総会でこれを行う。
- 第21条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入を充てる。会費の額は総会にてこれを定める。
- 第22条 正会員の会費は当分のあいだ一般会員年額4,000円、学生会員年額3,000円とし、毎年3月31日までに納入するものとする。入会金は2,000円とする。

名誉会員推薦内規

S48.11.23 決定

1. 名誉会員は本会の事業運営の上で重要な役割を果たし、また顕著な功績を残した会員の中から会員2名以上の推薦により、理事会の議を経て総会の承認をえたものとする。
2. 名誉会員を推薦するときは、推薦者連署の上、推薦理由を文書により理事会に提出するものとする。

終身会員内規

H30.12.1 決定

1. 九州心理学会事務局規程に基づき、満70歳以上で正会員として35年以上在籍され、正会員から終身会員になることを希望される方で、理事会の議を経て総会の承認をえたものとする。
2. 正会員から終身会員になることを希望するときは、終身会員申請用紙を理事会に提出するものとする。